

「えん罪 J R 浦和電車区事件」

東京高裁による「控訴棄却」 不当判決に対する抗議声明

本日 6 月 5 日、東京高等裁判所第 5 刑事部中山隆夫裁判長は、えん罪 J R 浦和電車区事件控訴審で「控訴棄却」の判決を下した。J R 総連は、不当判決に対して満腔の怒りをもって糾弾する。

東京高裁判決は、「第一審判決での事実認定の誤認はあるが判決に影響はない」と原判決を擁護している。また労働組合の生命線である団結の実態を無視し、職場集会の発言など「いわば多勢に無勢という状況」にあり「身体はともかく、少なくとも自由や名誉に危害を加えることを告知する」ものだとして、「刑法二二三条に該当する」とした原判決は正当」と強弁。一方、被害者とされる吉田の行為について、「問題があった」「十分な釈明、相応な謝罪もせず、反省の姿勢を示さなかった」として「直ちに除名処分に相当するかどうかはともかく、組合内において一定の制裁を受ける理由があった」と吉田の問題点についても認定した。このように、核心的な部分で「事実誤認」「吉田の問題点」について言及はしているものの「仲間におこなった労働組合としての説得行為」を強引に「強要」に結びつけるなど、はじめから「控訴棄却」の結論ありきであり断じて許さない。

私たちは、東京高裁の不当判決に下を向く必要はない。今回の判決は、国家権力に与する司法の反動化の現実と「国策弾圧」ゆえ、必然とも言えるのだ。J R 浦和電車区事件の本質は、新自由主義に抗し戦争反対を掲げる J R 総連を弾圧することであった。新自由主義政策によって、労働者はいま「底辺に向かう競争」を強いられ、生活と生存が脅かされている。政治・経済危機のもとでは、国家権力の意に添わない、政党・労働組合・民主団体への弾圧が行われるのは常である。だからこそ権力者にとっては、J R 浦和電車区事件は無罪であってはならないのである。

司法はまさに「暴走」している。「蒲郡駅事件」では、具体的な犯罪の証拠、動機を明確に出来ないまま推認、推論で有罪判決を下された。「和歌山カレー事件」においては推論だけで「死刑判決」が下されている。もはや司法に正義は存在しない。

美世志会、ご家族の悔しさと怒りは計り知れない。美世志会は無実だ。5 月 7 日から控訴審勝利に向けて取り組んだ「全国キャラバン」では、国会議員や地方議員、連合傘下の労働組合、市民団体へと支援・連帯の輪が拡がり、街頭宣伝、全国集会など大きく運動を創りだしてきた。この力で組織内の混乱、社会からの分断、孤立化を目指した J R 総連破壊の狙いを打ち砕いてきた。我々の反転・攻勢の闘いは勝利的に前進している。

美世志会は即日上告した。新たなステージでの闘いのスタートである。不当判決に対する煮えたぎる怒りをバネに、さらなる連帯の強化・拡大と J R 浦和電車区事件、蒲郡駅事件の完全勝利を目指して闘いに決起しようではないか！！

2009年6月5日

全日本鉄道労働組合総連合会（J R 総連）

